議案第104号

専決処分について

次の事件は、その処理に急を要したため、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規 定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

専決第8号 令和5年度長岡市一般会計補正予算

専決第8号

専決処分書

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第179条第1項の規定により、次のとおり専 決処分する。

令和5年11月7日

長岡市長 磯 田 達 伸

令和5年度長岡市一般会計補正予算

議案第110号

長岡市墓園条例の制定について

長岡市墓園条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市墓園条例

長岡市墓園条例 (昭和40年長岡市条例第11号) の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 区画墓地の使用 (第3条-第15条)
- 第3章 共同墓の使用 (第16条-第26条)
- 第4章 雑則 (第27条—第29条)

附則

第1章 総則

(設置)

- 第1条 本市は、市民の公衆衛生及び福祉の増進に資するため、墓園を設置する。 (名称及び位置)
- 第2条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置	
長岡市墓園	長岡市鉢伏町1409番地	
長岡市越路墓園	長岡市来迎寺甲896番地1	
長岡市仏の入墓園	長岡市蓮花寺285番地10	
長岡市小島谷墓園	長岡市小島谷2384番地3	

第2章 区画墓地の使用

(区画墓地の設置)

- 第3条 長岡市墓園、長岡市越路墓園、長岡市仏の入墓園及び長岡市小島谷墓園 に、墳墓を設けるために区画された墓地(以下「区画墓地」という。)を設ける。 (区画墓地の使用許可)
- 第4条 区画墓地を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 2 区画墓地の使用の許可は、1世帯につき1区画とする。ただし、市長が特に 理由があると認めるときは、2区画以上の区画墓地の使用の許可を受けること ができる。

(区画墓地の使用者の資格)

第5条 前条の許可(以下「区画墓地使用許可」という。)を受けることができる者は、本市に住所を有する者とする。ただし、市長が相当の理由があると認め

る者については、この限りでない。

(区画墓地の使用方法)

- 第6条 区画墓地の使用の許可を受けた者(以下「区画墓地使用者」という。)は、 区画墓地を、墳墓の用に供すること以外の目的に使用してはならない。
- 2 区画墓地に設けられる墳墓は、規則で定める基準に適合しなければならない。
- 3 区画墓地使用者は、次に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 区画墓地使用許可に係る区画墓地を常に清浄にしておくこと。
 - (2) 墳墓その他の施設物等が破損し、又は転倒したときは、速やかに修復すること。

(区画墓地使用料)

- 第7条 区画墓地使用者は、別表第1に定める区画墓地使用料を納入しなければ ならない。
- 2 前項の区画墓地使用料は、区画墓地使用許可の際納入しなければならない。 ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(区画墓地使用料の還付)

第8条 既納の区画墓地使用料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者が区画墓地使用許可を受けた後2年以内にその区画墓地を返還したときは、既納の区画墓地使用料の半額を還付する。

(墓園管理手数料)

- 第9条 区画墓地使用者は、清掃その他の墓園の管理に要する経費として別表第 2に定める墓園管理手数料を納入しなければならない。
- 2 前項の墓園管理手数料は、5年以内において市長が定める年分を前納しなければならない。

(墓園管理手数料の還付)

- 第10条 既納の墓園管理手数料は、還付しない。ただし、区画墓地使用者がその 区画墓地を返還したときは、その返還後の期間に係る既納分について還付する。 (墓園管理手数料の減額)
- 第11条 市長は、区画墓地使用者が墓園管理手数料を納入することが困難である と認めたときは、これを減額することができる。

(使用許可の承継等)

第12条 区画墓地の使用の許可は、その区画墓地使用者の相続人又はその親族若しくは縁故者であって当該区画墓地に係る祭祀を主宰するものに限り、市長の許可を得て承継することができる。

2 前項の規定により、区画墓地の使用の許可を承継しようとする者は、区画墓地使用者の死亡の日から2年以内に、区画墓地の使用の許可の承継の申請を市長にしなければならない。

(区画墓地に係る権利の譲渡等の禁止)

- 第13条 区画墓地の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。 (区画墓地の返還)
- 第14条 区画墓地使用者は、その使用する区画墓地が不用となったときは、速やかに原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 2 前項の規定により区画墓地が返還された場合は、当該区画墓地使用許可は、その効力を失うものとする。

(区画墓地の使用許可の取消し)

- 第15条 市長は、区画墓地使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その 区画墓地使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 墳墓の用に供すること以外の目的に区画墓地を使用したとき。
 - (2) 墓園管理手数料の納入を怠ったとき。
 - (3) 第12条第2項の申請が同項に定める期限までに行われなかったとき。
 - (4) 区画墓地使用者が住所不明となり7年を経過し、その相続人又は親族若しくは縁故者から承継の申請がなされなかったとき。
 - (5) 法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 区画墓地使用者は、前項の規定により区画墓地使用許可を取り消されたときは、その区画墓地を原状に復し、市長に返還しなければならない。
- 3 区画墓地使用者が、前項の措置を行わないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を当該区画墓地管理者から徴収する。

第3章 共同墓の使用

(共同墓の設置)

第16条 長岡市墓園に、多くの者の焼骨を埋蔵するために共同で使用する墳墓(以下「共同墓」という。)を設ける。

(共同墓の使用許可)

- 第17条 共同墓を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 共同墓において埋蔵できる骨壺は、1の使用の許可につき2個以内とする。 (共同墓使用者の資格)
- 第18条 前条第1項の許可(以下「共同墓使用許可」という。)を受けることができる者は、次に定める者とする。

- (1) 区画墓地に埋蔵されていた焼骨を改葬しようとする者(当該区画墓地を返還する場合に限る。)
- (2) 市内に住所を有する者で、焼骨(改葬及び分骨に係るものを除く。)を所持しているもの
- (3) 死亡時において本市に住所を有していた者の焼骨(改葬及び分骨に係るものを除く。)を所持している者
- (4) 前3号に定める者のほか、市長が相当の理由があると認める者 (共同墓の使用方法)
- 第19条 共同墓使用許可を受けた者(以下「共同墓使用者」という。)は、当該許可を受けた日から1年以内に、当該許可に係る焼骨を共同墓に埋蔵しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、埋蔵の期限を別に定めることができる。
- 2 共同墓使用者は、焼骨を埋蔵する前にあっては、市長に届け出て共同墓の使 用を辞退することができる。
- 3 共同墓に埋蔵する焼骨は、共同墓使用者があらかじめ用意した骨壺に納める ものとする。
- 4 前項の骨壺は、規則で定める基準に適合していなければならない。
- 5 市長は、共同墓使用許可の日から20年を経過した焼骨について、骨壺を用いない方法により埋蔵することができる。
- 6 前項の場合において、当該焼骨を納めていた骨壺は、市長において廃棄をするものとする。

(墓誌の掲示)

- 第20条 共同墓使用者は、規則に定めるところにより、墓誌を共同墓に掲示することができる。
- 2 掲示する墓誌の数は、1個の骨壺につき1枚とする。 (共同墓使用料)
- 第21条 共同墓使用者は、別表第3に定める共同墓使用料を納入しなければならない。
- 2 前項の共同墓使用料は、共同墓使用許可の際納入しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(共同墓使用料の還付)

第22条 既納の共同墓使用料は、還付しない。ただし、共同墓使用者が、当該使用許可を受けた日から6月以内に、第19条第2項の規定により共同墓の使用を

辞退したときは、別表第3に規定する還付額の共同墓使用料を還付するものとする。

(共同墓に係る権利の承継)

第23条 共同墓使用者が焼骨を埋蔵する前に死亡した場合は、当該共同墓の使用 に係る権利は、当該焼骨の祭祀を承継する者に、市長の許可を得て承継するこ とができる。

(共同墓に係る権利の譲渡等の禁止)

第24条 共同墓の使用に係る権利は、他に譲渡し、又は転貸してはならない。 (焼骨の返還)

第25条 共同墓に埋蔵された焼骨は、返還しない。ただし、共同墓の使用許可の日から20年を経過するまでの間においては、共同墓使用者又は共同墓使用者からその祭祀を承継した者(以下「共同墓使用者等」という。)は、共同墓に埋蔵された焼骨の返還を市長に求めることができる。

(共同墓の使用許可の取消し)

- 第26条 市長は、共同墓使用者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その 共同墓使用許可を取り消すことができる。
 - (1) 第19条第1項の規定に反し、焼骨を埋蔵しないとき又は許可に係る焼骨以外の焼骨等を埋蔵したとき。
 - (2) 法令若しくは条例、規則又は市長の指示に従わなかったとき。
- 2 共同墓使用者等は、前項の規定により共同墓使用許可を取り消された場合(既に焼骨を共同墓に埋蔵しているときに限る。)は、市長が指定する期限までに当該焼骨を引き取らなければならない。
- 3 市長は、前項の措置が行われないときは、当該焼骨を改葬することができる。 第4章 雑則

(入園者等の遵守事項)

- 第27条 何人も、墓園内に死体を埋葬してはならない。
- 2 墓園の入園者は、市長の管理上の指示に従い、墓園の土地、施設、樹木等を 損傷し、又は他人に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(順間)

第29条 市長は、墓園内の土地、施設、樹木等を損傷し、又は許可を受けないで 区画墓地を使用し、若しくは共同墓に焼骨を埋蔵した者に対し、5万円以下の 過料に処することができる。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 施行日前に改正前の第3条第1項の規定により行われた墓地の使用許可は、 改正後の第4条の規定により行われた区画墓地の使用許可とみなして改正後 の条例の規定を適用する。
- 3 施行日前の行為に係る改正前の第16条の規定の適用については、なお従前の例による。

別表第1 (第7条関係)

区画墓地使用料

	使用料 (1区画当たり)			
区分	長岡市墓園	長岡市越路	長岡市仏の	長岡市小島
		墓園	入墓園	谷墓園
3.3平方メートル		136,000円		100,000円
4平方メートル	149,000円		100,000円	
6平方メートル	222,000円		150,000円	

別表第2 (第9条関係)

墓園管理手数料

	手数料(1区画当たり、1年につき)			
区分	長岡市墓園	長岡市越路	長岡市仏の	長岡市小島
		墓園	入墓園	谷墓園
3.3平方メートル		1,300円		1,000円
4平方メートル	1,800円		1,000円	
6平方メートル	2,700円		1,000円	

備考

- 1 長岡市墓園、長岡市越路墓園及び長岡市小島谷墓園について、年度の中途で使用の許可をした場合は、月割で墓園管理手数料を徴収する。この場合において、1月未満の端数は、1月とする。
- 2 長岡市仏の入墓園について、年度の中途で使用の許可をした場合は、その年度分の墓園管理手数料は徴収しない。

別表第3 (第21条関係)

共同墓使用料

第20条に規定する 墓誌の掲示の有無	使用料(1個の骨壺当たり)	還付額(1個の骨壺当たり)
掲示する場合	160,000円	72 50011
掲示しない場合	145,000円	72,500円

議案第111号

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部改正について

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)の一部を 次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

13	市長	子どもの医療費を助成する事務であって告示で
		定めるもの
14	市長	老人医療費を助成する事務であって告示で定め
		るもの
15	市長	精神障害者の医療費を助成する事務であって告
		示で定めるもの
16	市長	妊産婦の医療費を助成する事務であって告示で
		定めるもの

附則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

議案第112号

長岡市コミュニティセンター条例の一部改正について

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

長岡市コミュニティセンター条例(平成15年長岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

Γ			
'	長岡市おぐにコミュニティセンター	長岡市小国町新町304番地1	を

Γ			
1	長岡市おぐにコミュニティセンター	長岡市小国町新町304番地1	1
	長岡市わしまコミュニティセンター	長岡市小島谷3434番地4	

改める。

附則

この条例は、令和6年1月13日から施行する。

議案第113号

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長岡市職員等の旅費に関する条例(平成11年長岡市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「いとまがないときは」を「いとまがないときその他規則で定めるときは」に改め、同条第5項中「場合は」の次に「、規則で定めるときを除き」を加える。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第114号

長岡市特別会計設置条例の廃止について

長岡市特別会計設置条例を廃止する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市特別会計設置条例を廃止する条例

長岡市特別会計設置条例(昭和39年長岡市条例第7号)は、廃止する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(診療所事業特別会計における経過措置)

2 廃止前の長岡市特別会計設置条例(以下「廃止前の条例」という。)の規定による診療所事業特別会計の令和5年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

(浄化槽整備事業特別会計における経過措置)

3 廃止前の条例の規定による浄化槽整備事業特別会計の令和5年度分の決算に 関しては、なお従前の例による。

議案第115号

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部改正について

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部を改正する条例を次のように 定める。

令和5年11月30日提出

長岡市市税条例及び長岡市督促手数料条例の一部を改正する条例 (長岡市市税条例の一部改正)

第1条 長岡市市税条例 (昭和29年長岡市告示第51号) の一部を次のように改正 する。

第2条第7号中「督促手数料、」を削る。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

(長岡市督促手数料条例の一部改正)

第2条 長岡市督促手数料条例(昭和39年長岡市条例第14号)の一部を次のよう に改正する。

題名を次のように改める。

長岡市督促に関する条例

第1条中「及びその手数料」を削る。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の長岡市市税条例及び長岡市督促に関する条例の規定は、施行日後に 納期限となる納付の督促について適用し、施行日以前に納期限となる納付の督 促については、なお従前の例による。

議案第116号

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部改正について

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市立学校設置条例及び長岡市立学校使用条例の一部を改正する条例 (長岡市立学校設置条例の一部改正)

第1条 長岡市立学校設置条例 (昭和39年長岡市条例第16号) の一部を次のよう に改正する。

別表第1中

改める。

(長岡市立学校使用条例の一部改正)

第2条 長岡市立学校使用条例 (平成17年長岡市条例第67号) の一部を次のよう に改正する。

別表の2 運動場使用料(使用1回につき)の表長岡市立下塩小学校の項を 削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第117号

長岡市学校給食共同調理場条例の一部改正について

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長岡市学校給食共同調理場条例(平成17年長岡市条例第68号)の一部を次のように改正する。

第4条の表中

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立中之島中学校
長岡市越路学校給食共同調理場	長岡市立越路西小学校 長岡市立高等総合支援学校

を

長岡市中之島学校給食共同調理場	長岡市立中之島中央小学校 長岡市立上通小学校 長岡市立信条小学校 長岡市立中之島中学校	
長岡市越路学校給食共同調理場	長岡市立深沢小学校 長岡市立越路西小学校 長岡市立高等総合支援学校	

改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第118号

長岡市体育館条例の一部改正について

長岡市体育館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市体育館条例の一部を改正する条例

長岡市体育館条例(平成元年長岡市条例第20号)の一部を次のように改正する。 第2条の表中長岡市寺泊体育館の項を削る。

第3条中「、長岡市寺泊体育館」を削る。

第5条中「、長岡市寺泊体育館にあっては別表第14」を削り、「別表第14の2」 を「別表第14」に改める。

別表第5のア 専用使用の表及び同表備考2の項中「会議室」を「多目的室」 に改め、同表中備考3の項を削り、備考4の項を備考3の項に、備考5の項を備 考4の項とする。

別表第13の表中小体育館の部を削る。

別表第14を削り、別表第14の2を別表第14とする。

別表第15の表中ゲートボール場の部を削り、同表に次のように加える。

多目的ルーム	入場料等を徴	体育競技を目	400	
	収しない場合	的とする場合		
		体育競技以外	800	
		を目的とする		
		場合		
	入場料等を徴	体育競技を目	800	
	収する場合	的とする場合		
		体育競技以外	1,600	
		を目的とする		
		場合		

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条、第3条、第5条及び別表第13の改正規定並びに別表第14を削り、別表第14の2を別表第14とする改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第5及び別表第15の規定は、施行日以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項の規定にかかわらず、改正後の別表第5の規定による長岡市新産

体育館の多目的室の使用の申請及び許可並びに改正後の別表第15に規定する 長岡市栃尾体育館の多目的ルームの使用の申請及び許可は、施行日前において もすることができる。この場合において、当該申請に対する許可については、 それぞれ改正後の別表第5の規定又は改正後の別表第15の規定を適用する。

議案第119号

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部改正について

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市福祉サービス事業費用徴収条例の一部を改正する条例 長岡市福祉サービス事業費用徴収条例(平成17年長岡市条例第51号)の一部を 次のように改正する。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

別表の1 高齢者に対するサービスの表貯筋クラブの項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第120号

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正について

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例

長岡市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年長岡市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第2号中「同条第11項」を「同条第10項」に改める。

第35条第3項中「同条第1号又は第2号」を「同号又は同条第2号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設(認定こども 園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育 施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、」 を、「総数」と」の次に「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用 定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る 利用定員の総数」と」を加える。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第121号

長岡市保育園条例の一部改正について

長岡市保育園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市保育園条例の一部を改正する条例 長岡市保育園条例(平成13年長岡市条例第27号)の一部を次のように改正する。 別表長岡市立みしま北保育園の項を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第122号

長岡市国民健康保険条例の一部改正について

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長岡市国民健康保険条例(昭和34年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第12条各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に改め、同条第2号エ中「及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに」に改める。

第13条中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は 第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第15条の5の2各号列記以外の部分中「及び第19条の3」を「、第19条の3及び第19条の4」に、同条第2号イ中「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改める。

第15条の6各号列記以外の部分中「第19条」の次に「及び第19条の4」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の3第1項」を加える。

第18条第1項中「減少し、又は」を「減少し、若しくは」に改め、「特例対象 被保険者等 | という。)となった | の次に 「若しくは特例対象被保険者等でなくな った」を加え、「又は第15条の7」を「若しくは第15条の7」に改め、「次条第1 項各号 | の次に 「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を 含む。次項において同じ。) | を加え、「若しくは同条第2項各号若しくは第3項各 号に定める額」を「、第19条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準 用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条若しくは第15条の4の基 礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19 条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。 次項において同じ。)に定める額、第19条の4第1項各号(同条第3項又は第4項 の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若 しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する 場合を含む。次項において同じ。)に定める額|に、「特例対象被保険者等となっ た日 | を「特例対象被保険者等となった若しくは特例対象被保険者等ではなくな った日 | に改め、同条第2項中「若しくは同条第2項各号若しくは第3項各号に |定める額||を「、第19条の3第1項に定める第15条若しくは第15条の4の基礎賦 課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第19条の 3第4項第1号に定める額、第19条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額|に改める。

第19条中「第35条の2の6第11項又は第15項」を「第35条の2の6第8項又は第11項」に、「第35条の2の6第15項」を「第35条の2の6第11項」に改める。

第19条の3第1項及び第4項中「保険料額」を「保険料率」に改める。

第19条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第19条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の2又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする(第5項に掲げる場合を除く。)。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎 賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当 該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で 定める場合には、出産の日。第21条の4第1項及び第2項において同じ。) の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊 娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産 後期間|という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあ

るのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。

- 5 当該年度において、第19条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の2又は第15条の2の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎 賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当 該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た 額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第19条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、第15条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の5の5」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条の2又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第15条の9」と読み替えるものとする。第20条の3を次のように改める。

第20条の3 削除

第21条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に関する届出)

- 第21条の4 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した 届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
 - (2) 多胎妊娠の場合にあっては、その旨を明らかにすることができる書類
 - (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあっては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について第1項各号に掲 げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認す ることができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第20条の3の改正規定及び附則第3項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第19条の4の規定は、令和5年度分の国民健康保険の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第20条の3の規定は、施行日後に納期限となる納付の督促について 適用し、施行日以前に納期限となる納付の督促については、なお従前の例によ る。

議案第123号

長岡市介護保険条例等の一部改正について

長岡市介護保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市介護保険条例等の一部を改正する条例

(長岡市介護保険条例の一部改正)

第1条 長岡市介護保険条例 (平成12年長岡市条例第10号) の一部を次のように 改正する。

第15条を次のように改める。

第15条 削除

(長岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第2条 長岡市後期高齢者医療に関する条例(平成20年長岡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

(長岡市営住宅条例の一部改正)

第3条 長岡市営住宅条例(平成9年長岡市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「長岡市督促手数料条例」を「長岡市督促に関する条例」に 改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の長岡市介護保険条例、長岡市後期高齢者医療に関する条例及び長岡 市営住宅条例の規定は、施行日後に納期限となる納付の督促について適用し、 施行日以前に納期限となる納付の督促については、なお従前の例による。

議案第124号

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年長岡市条例第51号)の一部 を次のように改正する。

第2条第2項中「及び農業集落排水施設事業」を「、農業集落排水施設事業及び浄化槽整備事業 | に改める。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第125号

長岡市下水道条例等の一部改正について

長岡市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市下水道条例等の一部を改正する条例

(長岡市下水道条例の一部改正)

第1条 長岡市下水道条例 (昭和51年長岡市条例第17号) の一部を次のように改正する。

第26条の2を削る。

(長岡市農業集落排水施設条例の一部改正)

第2条 長岡市農業集落排水施設条例 (平成3年長岡市条例第21号) の一部を次のように改正する。

第17条の2を削る。

(長岡市浄化槽の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 長岡市浄化槽の設置及び管理に関する条例(平成23年長岡市条例第6号) の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

(長岡市水道条例の一部改正)

第4条 長岡市水道条例 (平成10年長岡市条例第19号) の一部を次のように改正 する。

第36条の2を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第126号

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

長岡市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長岡市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年長岡市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第127号

和解について

令和5年6月5日元消防職員が職場狙いの窃盗容疑で逮捕された事件について、 原因者と次のとおり和解をするものとする。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 和解する相手方 長岡市幸町1丁目3番10号 市内在住者代理人 弁護士 星野 徹

2 和解事項

- (1) 相手方は、長岡市に対し、損害の賠償金として金598,332円を支払うものとする。
- (2) 長岡市と相手方との間には、前号に記載されたもののほか、一切の債権 債務は存在しないものとする。

議案第128号

町 (字) の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、当市の区域内の町(字)の区域及び名称を次のとおり変更する。

この処分は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による経営体育成基盤整備事業潟地区(第1換地区)の換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊大地	五十刈	88、	89の1、	89の2、	90の1、	寺泊大地	
		90の2、	91の1、	9102,	92 <i>0</i> 1、		
		92の2、	93の 1、	93の2、	94から98まで、		
		101、	102、	108,	110,		
		111					
	入田	112の 1、	112の3、	112の4、	113、	1	
		114の1、	11402,	115から117	まで、		
		119、	120、	171、	17201、		
		173から186ま	きで、	187の1、	187の 2、		
		188から193 ヨ	きで、	19401,			
		195から197ま	きで、	198001,	199、		
		200					
	中使面	360の1、	360の2、	362の1、	362の2、		
		379の1、	$379\mathcal{O}\ 2$ 、	3800)1,	38002、		
		381の1、	38102,	$382 \mathcal{O} 1$,	382の2、		
		383の1、	383の2、	384から388	まで、		
		390の1、	$390 \mathcal{O} \ 2$ 、	391001,	39102、		
		392001、	$392\mathcal{O}2$	$393 \mathcal{O} 1$,	393 <i>0</i> 2 、		
		394の1、	$394 \mathcal{O} 2$ 、	$395 \mathcal{O} 1$ 、	395の2、		
		396の1、	$396 \mathcal{O} \ 2$ 、	397の1、	$397\mathcal{O}2$		
		398の1、	39802,	$399 \mathcal{O} 1$,	39902,		
		400の1、	400の2、	401の1から	401の3まで、		
		402の1から	402の3まで、	403の1から403の3まで、			
		404の1、	404002,	405、	406、		
		4070)1、	4070)2,	411から417	まで、		
		418の 1					
	中割	512の3、	514の3、	515の1、	515の2、		
		516の1、	516の2、	517から529	まで、		
		530の1、	530の2、	531の1、	531 <i>0</i> 2 、		
		532の1、	$532\mathcal{O}\ 2$ 、	533 <i>0</i> 1、	533の2、		
		534の1、	$534\mathcal{O}2$	535の1、	535の2、		
		536の1、	536の2、	537の1、	537 <i>0</i> 2,		
		569の2、	569の3、	575の1、	575の2、		
		576の1、	576の2、	577の1、	577の2、		
		578の1、	578の2、	579の1、	579の2、		
		580の1、	580の2、	581の1、	581の2、		
		582の1、	582の2、	583の1、	583の2、		
		584から589ま	きで、	590の一部、	591の一部		
	下割	592から594ま	までの各一部、	595、	600の一部、		

				変更後	ź
町	字	地	番	田丁 :	字
寺泊大地	下割	601から606まで、	607の1、607の2、	寺泊大地	
		608の1、 608の2、	609の1、609の2、		
		610の1、 610の2、	611の1の一部、		
		611の2の一部、	612の1の一部、		
		617の1の一部、	618の1の一部、		
		619の1の一部、	619の2の一部、		
		620の1の一部、	62002, 62101,		
		621の2、 622の1、	622O2、623O1、		
		623の2、 625の1、	625O2、626O1、		
		626の2、 627から633ま	で、 634の一部、		
		635から642まで			
寺泊京ケ入	上溜縁	2の1、 2の2の一部	, 3]	
	上溜	26の一部			
	居前	200の一部、 201から210ま	で、		
		211の1の一部、	21102,		
		212の 1 の一部、	21202,		
		213から222までの各一部			
寺泊大地字	下割6407	から642までの地先の字向屋敷の			
寺泊本弁	居村前	5から29まで、48から70まで	、74、 75、	寺泊本弁	
		76から85までの各一部、	86, 126 <i>0</i> 1,		
		126の4、 127、	128 <i>O</i> 2 、		
		129から131まで、	$132\mathcal{O} 1$, $132\mathcal{O} 2$,		
		133、 134の 1、	1340 2,		
		135から145まで、			
		147から167まで、	168から172までの各一部、		
		173の 1 の一部、			
		174から177までの各一部、			
		178の2の一部、			
		211から220まで、	221の一部、 224の一部、		
		225から232まで、	240から247まで、		
		248の一部、 253の一部、	254から261まで、		
		264の2、 265の2、	266から282まで、		
		283の1、 283の2、	284から286まで、		
		287の一部、 292の一部、	293から297まで、		
		29801, 29802 ,	299の1から299の3まで、		
		300から303まで、	30401, 30402 ,		
		305から307まで、	310から313まで、		
		320から329まで、	330の1、 330の2、		
		331から336まで、	343から359まで、		

		変	更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊本弁	居村前	360の1、360	の2、	361から374ま	で、	寺泊本弁	
		375の1、 375	の2、	376、	377、		
		378の1、 378	の2、	379の1、	379の2、		
		380, 381	の1、	38102,			
		382から385まで、		386の1、	386の2、		
		387の1、 387	の2、	388Ø1、	388の2、		
		389の1、 389	の2、	395の1、	395の2、		
		396から403まで、		404001、	404の2、		
		405から407まで、		408Ø1、	408の2、		
		409, 410	の1、	41002,			
		411から420まで、		422から425ま	で、		
		426の1、 426	の2、	427から433ま	で、		
		434Ø1、 434	の2、	435から443ま	で、		
		4440) 1 、 444	の2、	4450) 1,	4450) 2,		
		446から452まで、		453の1から4	53の3まで、		
		454から457まで、		458の1から4	58の3まで、		
		459から461まで、		465から471ま	で、		
		473, 474	`	475の1、	475の2、		
		476から480まで、		493から496ま	で、		
		498から502まで、		503Ø1、	503の2、		
		504, 509	の1、	510から513ま	で、		
		522から527まで、		528から536ま	での各一部、		
		537の1の一部、		538から541ま	で、		
		542の1、 542	の2、	543から552ま	で、		
		555Ø1、 556	から567ま	で、			
		568から570までの	各一部、	571の1の一部	书、		
		580の1、 581	の1、	582の1、	583の1、		
		584の1、 585	の1、	586の1、	587の1、		
		588Ø1、591					
寺泊京ケ入	居前	261から269までの	各一部				
寺泊川崎	中向	208の1の一部、		208の2の一部	形、		
		209から219までの	各一部				
寺泊当新田	弁天様	1243の 1 、 124	3の2、	1244から1247	まで、		
	前	1248の一部、 125	1の一部、	1257の一部、	1258の一部、		
		1259から1263まで、	,	1265,	1266、		
		1270					
寺泊箕輪		9206の1から9206の	の3まで、	9207、	9208の1、		
		9208の2の一部、		9215の11の一	部、		
		9215Ø12、921	6の1から	9216の3まで			

		変更前		変更	後
町	字	地	番	町	字
寺泊大地	中割	590の一部、 591の一部		寺泊京ケ入	
	下割	592から594までの各一部、	596から599まで、		
		600の一部、 611の1の一部			
		611の2の一部、	612の1の一部、		
		612の2、 613の1、	61302, 61401	. `	
		614の2、 615の1、	61502, 61601		
		616の2、 617の1の一部	S. 617 <i>0</i> 2		
		618の1の一部、	61802,		
		619の 1 の一部、	619の2の一部、		
		620の1の一部、	634の一部		
	腰巻	1009から1016まで、	1018から1034まで、		
		1035の1、 1035の子、	1036から1042まで		
寺泊本弁	居村前	168から172までの各一部、	173の1の一部、		
		173の2の一部、	174から177までの各一	部、	
		178の 1 の一部、	178の2の一部、		
		179から181までの各一部、	221の一部、 222、		
		223、 224の一部、	248の一部、		
		249から252まで、	253の一部、 287の一	一部以	
		288から291まで、	292の一部		
寺泊京ケ入	上溜縁	2の2の一部、2の3、	601, 602	,	
		7から9まで、10の1、	1002, 11 ,		
		12の1から12の3まで、	13から15まで、17の1	,	
		17の2、 18から22まで、	2302, 2304	,	
		32			
	上溜	26の一部、 27から29まで、	3001, 3002	,	
		31			
	居前	35から38まで、69、	70, 72,		
		73、 183から185ま	С.		
		189から195まで、	1990 1 · 1990 2		
		200の一部、 211の1の一部			
		212の1の一部、	213から222までの各一	部、	
		223から231まで、	241から258まで、		
		261から269までの各一部、	270から280まで、		
		282の 1、 282の 2、	285から288まで、		
		290から301まで、	305, 306,		
		308から326まで、	328から340まで、		
		342から349まで、	350の1から350の3ま	で	
	下溜	164			
	世々割	167の1、 168の1、	168の2、 169の1	. `	

			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊京ケ入	世々割	169の2、	170の1から1	.70の4まで、	172の1、	寺泊京ケ入	
		173の 1、	17302,	174の1、	17402、		
		175の1、	175の2、	176の1、	176の2、		
		177の1、	17702、	178の 1、	17802,		
		179の1、	179の2、	180の1、	180の2、		
		181の1から18	81の3まで、	181の5、	18107,		
		181の8、	181の14				
	入潟	289					
	宮ノ下	351から354ま	で、	355の1、	355の2、		
		356の1、	356の2、	357の1、	357の2、		
		358の1、	358の2、	359の1、	359の2、		
		360から363ま	で、	364の一部、	367の一部、		
		368から375ま	で、	377から382ま	で、		
		399から403ま	で、	416から420ま	で、		
		421の1から42	21の3まで、	42201,	422002,		
		423、	424の1、	424の2、	425の 1、		
		425の 2、	426から430ま	で、	431の一部、		
		437から441ま	での各一部、	447の一部、			
		448から452ま	で、	509から515ま	で、		
		519から523ま	で、	524の一部、	525の一部、		
		527から534ま	で 、	535の1、			
		536から539ま	で、	540の一部、	541		
寺泊当新田	京ケ入	1853の一部、	1854の一部、	1860の 1 の一	- 部、		
	前	1861の1の一	部				
寺泊切替		9403から9409	まで、	9410001,	9411001,		
		9412から9414	まで、	9415の1、	9416の1、		
		9417から9422	まで				
寺泊京ケ入	字世々割	181の14に隣接す	トる字二番割の	道路である公有	地の全部、		
寺泊大地字	腰巻1034	の地先の寺泊円	上寺山の道路で	である公有地の-	一部		
寺泊川崎	四反割	57から61まで	の各一部、	62、	62O4、	寺泊川崎	
		62の 5、	64 <i>0</i> 1、	64 <i>0</i> 2、	65、		
		66の2、	66の3、	67の1から67	7の5まで、		
		68、	68の2、	68の3、	69の1、		
		69の2、	70の1から70	の7まで、			
		71の1から71	の3まで、	72の1から72	2の4まで、		
		73、	73の3、	74 <i>0</i> 1、	74 <i>0</i> 2、		
		75の1、	75の2、	76の1から76	5の8まで、		
		77の1、	77の2、	78の1、	78の2、		
		79の1、	79の2、	88、	102		

		変更前			変更	後
町	字	地	番		町	字
寺泊川崎	四反畑	66			寺泊川崎	
	畑尻	89から94まで、95の1、	95の2、	96の1、		
		96の2、 97から101ま	で、	103、		
		104、 106から108ま	まで、	111、		
		112				
	三十割	171, 172,	173の 1、	1730 2 、		
		174、 175、	176の1、	17602,		
		177, 178,	179の1、	1790 2、		
		180から188まで、	189の1、			
		190から193まで、	$194 \mathcal{O} 1$,	1940) 2		
	中向	195から205まで、	206の1、	206の2、		
		207の1、 207の2、	208の1の一	部、		
		208の2の一部、	209から219ま	までの各一部、		
		220から239まで				
	八反割	240から244まで、	245の1、	245の 2、		
	古田	246の1、 246の2、	247の 1、	247の2、		
		248O1, $248O2$,	249の 1、	24902		
		250の1、 250の2、	251の1、	25102,		
		252から263まで、	264の1、	264 <i>O</i> 2、		
		265から269まで、	270の1、	270Ø2、		
		271から281まで、	282から290き	までの各一部、		
		291、 292				
寺泊下曽根	中向	88の一部、 89、	90から93まで	での各一部、		
		95, 96,	132から134 3	まで、		
		136, 139,	142,	143の一部、		
		145から147までの各一部、	149から151 ヨ	までの各一部、		
		153の一部、 154の一部				
寺泊当新田	四反割	720から726までの各一部、	727から730ま	まで		
	八反割	1743の一部、 1744、	1745、	1746の一部、		
		1773から1779までの各一部				
寺泊川崎	四反割	53の1、 53の2、	54の1、	54の2、	寺泊下曽根	
		55の1、 55の2、	56の1、	56の2、		
		57から61までの各一部				
寺泊下曽根	中向	88の一部、 90から93まで	での各一部、	143の一部、		
		145から147までの各一部、	149から151ま	までの各一部、		
		153の一部、 154の一部、	161から164ま	まで、		
		16501, 16502 ,	166から168ま	まで、		
		176から180まで、	193から211ま	まで、		
		228の2から228の4まで、	229から233ま	まで、		

			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊下曽根	中向	235から241ま	で、	243から246ま	で、	寺泊下曽根	
		247の1、	247の 2、	248から257ま	で		
	古開	258から272ま	で、	273の1から27	73の3まで、		
		274から282ま	で、	283の一部、			
		284から299ま	で、	304の1、	304 <i>O</i> 2、		
		305から317ま [、]	で、	318の1の一部	3、		
		318の2、	319の一部、	320,	32101,		
		321の2、	322から333まっ	で、			
		337から340ま [、]	での各一部				
寺泊当新田	半出し	670から674ま	での各一部、	681の一部、	682の一部、		
		683					
	四反割	697の一部、	698の一部、	707の一部、	708の一部、		
		709、	710の一部、	711の一部、			
		715から717ま	での各一部、	718、	719、		
		720から723ま [、]	での各一部				
寺泊中曽根	中浜	21,	27、	28,	29の1、	寺泊中曽根	
		29の2、	30から33まで、	37から41まで、	•		
		273から291ま	で、	362、	368の5、		
		369					
	下浜割	375から378ま [*]	で、	404から410ま	で、		
		412の一部、	415の一部、	416の一部、			
		417から423ま	で、	429から438ま	で、		
		443から468ま	で				
	勝手取	424の1、	424の3、	425の 1、	426		
	上浜割	469から503ま	で、	5040)1,	5040) 2 、		
		505から515ま [、]	で、	516の1から51	16の3まで		
	上辻下	517から521ま	で、	522の一部、	523の一部、		
		524から527ま	で、	528から532ま	での各一部		
	川中才	554の1の一部	3、	555の1の一部	3、		
		556から563ま	での各一部、	564から572ま	で、		
		573の1、	574の1、	575の1、	576の1、		
		577の1、	578の 1、	579の 1、	580の1、		
		581から590ま	で、	591の1、	592の 1		
	村浦	999の2、	999の3、	1000の2、	1000の3		
寺泊蛇塚	居村浦	68、	69、	8301,	8308、		
		103の1、	103の2、	104,	105,		
		106の1、	106の2、	107の1、	107の3、		
		108の1、	108の3、	109の1、	109の 7、		
		110の1、	110の3、	11101,	11103、		

			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊蛇塚	居村浦	112の1、	11203,	113の1、	11303,	寺泊中曽根	
		114の1、	11405,	115の1、	115の 6、		
		116の1、	116の2、	117の 1、	117の2、		
		118の 1、	11802,	119の1、	11903、		
		120の 1、	120の2、	12101、	12102,		
		122の 1、	1220 2、	12301、	12302,		
		124 <i>0</i> 01、	12402,	125の1の一部	部、		
		125の 2 の一部	·K				
	潟縁	562の一部、	563、	564の一部、	565の一部		
	小豆曽	763の1、	763の3、	764の 1			
	根谷地						
寺泊当新田	中曽根	279の一部、	280から282ま	で、	283の一部、		
	浦	303の一部、	312、	313、	314の一部、		
		347の一部、	348の一部、	349、	358の一部、		
		378の1の一部	形、	$378\mathcal{O}\ 2$ 、	378の3、		
		388の1から388の3までの各一部					
	中曽根	1641の4の一	部、	1642の 3 のー	一部、		
	前	1643の1の一	部、	1644の4の一	一部、		
		1645の 2 の一	部				
寺泊新長	二十石	1068の1の一	部、	1160の一部			
寺泊中曽根	下浜割	412の一部、	414、	415の一部、		寺泊蛇塚	
寺泊蛇塚	居村浦	125の1の一部	形、	125の 2 の一部	部、		
		126001,	$126\mathcal{O}2$		•		
			$128\mathcal{O}2$				
			1300) 2,				
			132の 2、				
		134の1の一部		134の2の一			
		135の2の一部		136の2の一			
		143の1の一部		143の2の一部			
		144の1、	•	145の1、			
		146の 1、	146の 2、	148の 1、			
		149の 1、	14902,	100 / 1 (
		15101、	15102,	152、			
		153の 2、	15401、	154の 2、			
		155の2、	156の1、	156の2、			
		157の2、	158の1、	158の 2、			
		159の2、	160の1、	160の2、			
		16102	162の 1、	162の 2、			
		163の2、	164の1、	164の2、	165の1、		

		変	更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊蛇塚	居村浦	165の2、 16	66の1から16	56の4まで、	167の1、	寺泊蛇塚	
		167の2、 16	68の1、	16802,	176の1、		
		177から182まで、		184から200ま	で、		
		201の一部、 20	07の一部、	208から217ま	で、		
		219から225まで、		226O1、	226の 2、		
		227, 22	28、	235,	236、		
		256, 25	57、	387、			
		389から397まで、		432から434ま	で、		
		448, 46	62から468ま	で、	469の一部、		
		470の一部、 4	71から473ま [、]	で、	475の1、		
		475の2、 4 [']	76の1、	476の2、			
		477から492まで、		493001,	494の1、		
		495の1、 49	96の1、	497の1、	498の 1、		
		4990)1, 50	00001、	501001,	502001,		
		503Ø1, 50	04の4、	505O 4,	506の 4、		
		507の3、 50	08の2、	509から516ま	で		
	潟縁	538から541まで、		542から545ま	での各一部、		
		546から559まで、		560から562ま	での各一部、		
		564の一部、 56	65の一部、	566、	567		
寺泊当新田	反割	247の一部、 25	58から260ま	での各一部、	261,		
		262					
	中曽根	263の一部、 20	64から267ま	で、			
	浦	270から272まで、		274から276ま	で、		
		278, 2'	79の一部、	283から293ま	での各一部、		
		1207の35の一部、			1207の38まで、		
		1207の39から120	7の41までの	各一部、			
		1207の44の一部、			部、		
		1209Ø4, 12	209の 5 の一i	部、			
		1209の6の一部					
	川中才	1279の 4、 12					
		1279の 7 の一部、					
真木山	道下	197の一部、 19	98の一部、	235の一部、	237の一部、		
		238					
寺泊本弁	居村前	76から85までの名	各一部、	87から98まで	、181の一部、	寺泊当新田	
		182の一部				_	
寺泊京ケ入	宮ノ下	364の一部、 36		366、	367の一部、		
		404から415まで、					
		437から441までの					
		447の一部、 52	24の一部、	525の一部、	526、		

		変更前			変更	後
町	字	地	番		町	字
寺泊京ケ入	宮ノ下	540の一部			寺泊当新田	
寺泊川崎	八反割	282から290までの各一部				
	古田					
寺泊下曽根	古開	283の一部、 318の1の一部	13、	319の一部、		
		337から340までの各一部、	341から343ま	で、		
		347			_	
寺泊中曽根	上辻下	522の一部、 523の一部、	528から532ま	での各一部、		
		533から540まで				
寺泊蛇塚	居村浦	134の1の一部、	134の2の一言	部、		
		135の1、 135の2の一音				
		136の2の一部、				
		138の1、 138の2、				
		14101, 14102,				
		143の1の一部、				
		201の一部、 202から206ま	で、	207の一部、		
	757.1-3	469の一部、 470の一部			4	
1. 32 .15	潟緑	542から545までの各一部、	560の一部、	561の一部	4	
寺泊当新田		79				
	崎 巨 朝	00かと00ナベ 104	100	1.0.4	-	
	反割	80から90まで、124、				
		165の1、 165の2、 183の一部、 187から196ま				
		197の2、 198の1、 209から211まで、		204,		
		222から232まで、		222 <i>0</i> 1 2		
		234から246まで、	247の一部、			
		251, 255,				
	中曽根	263の一部、283から293ま		(1) [1]	-	
	浦	294から302まで、		314の一部、		
		315から318まで、	327,			
		334から336まで、		337の3まで、		
		338の1から338の3まで、				
		340の1から340の3まで、				
		342から346まで、				
		358の一部、 378の1の一部				
		388の1から388の3までの各				
		393の1から393の3まで、		104の3まで、		
		405の1から405の3まで、	406の1から4	106の3まで、		
		1207の35の一部、				

		変更前		変更	後
町	字	地	番	町	字
寺泊当新田	中曽根	1207の39から1207の41までの	各一部、 1207の42、	寺泊当新田	
	浦	1207の43、 1207の44の一	部、		
		1209の 1 の一部、	1209の 5 の一部、		
		1209の6の一部、	1209の16から1209の26まで、		
		1209の36から1209の40まで、	1209Ø44、 1209Ø63、		
		1209の65			
	川中才	407, 41201,	41202, 41301,		
		41302, 41401,	41402, 415,		
		416, 41801,	41802, 41901,		
		419の2、 420の1、	420 \(\text{\pi} 2 \), \(423 \),		
		424、 427から433ま	で、 434の1、		
		434の2、 435の1、	435 <i>0</i> 2 、		
		436から444まで、	44501, 44502,		
		446001, 446002,	4470) 1, 4470) 2,		
		44801, 44802,	449、		
		1279の 5 の一部、	1279の 7 の一部、		
		1279の8から1279の10まで、	1280の5の一部、		
		1280の6、 1284の3、	1285Ø 3		
	半出し	450, 451,	456, 457,		
		473から490まで、	503から509まで、		
		536から543まで、	547から549まで、		
		563、 564、	579, 594,		
		601, 614,	616、		
		618から620まで、	635から669まで、		
		670から674までの各一部、	675から680まで、		
		681の一部、 682の一部			
	蛭子岩	489の2、 489の4			
	四反割	684から696まで、	697の一部、 698の一部、		
		699から706まで、	707の一部、 708の一部、		
		710の一部、 711の一部、	712から714まで、		
		715から717までの各一部、	724から726までの各一部		
	中沢	731から741まで、	748,		
		753から757まで、	758の1、		
		759から761まで、	762の1、 762の2、		
		763の1、 763の2、	764、 765、		
		766の1、 766の2、	767の1から767の3まで、		
		768から813まで、	81401, 81402,		
		815 <i>0</i> 1 、 815 <i>0</i> 2 、	817から845まで		
	六反割	846から852まで、	85301、85302、		

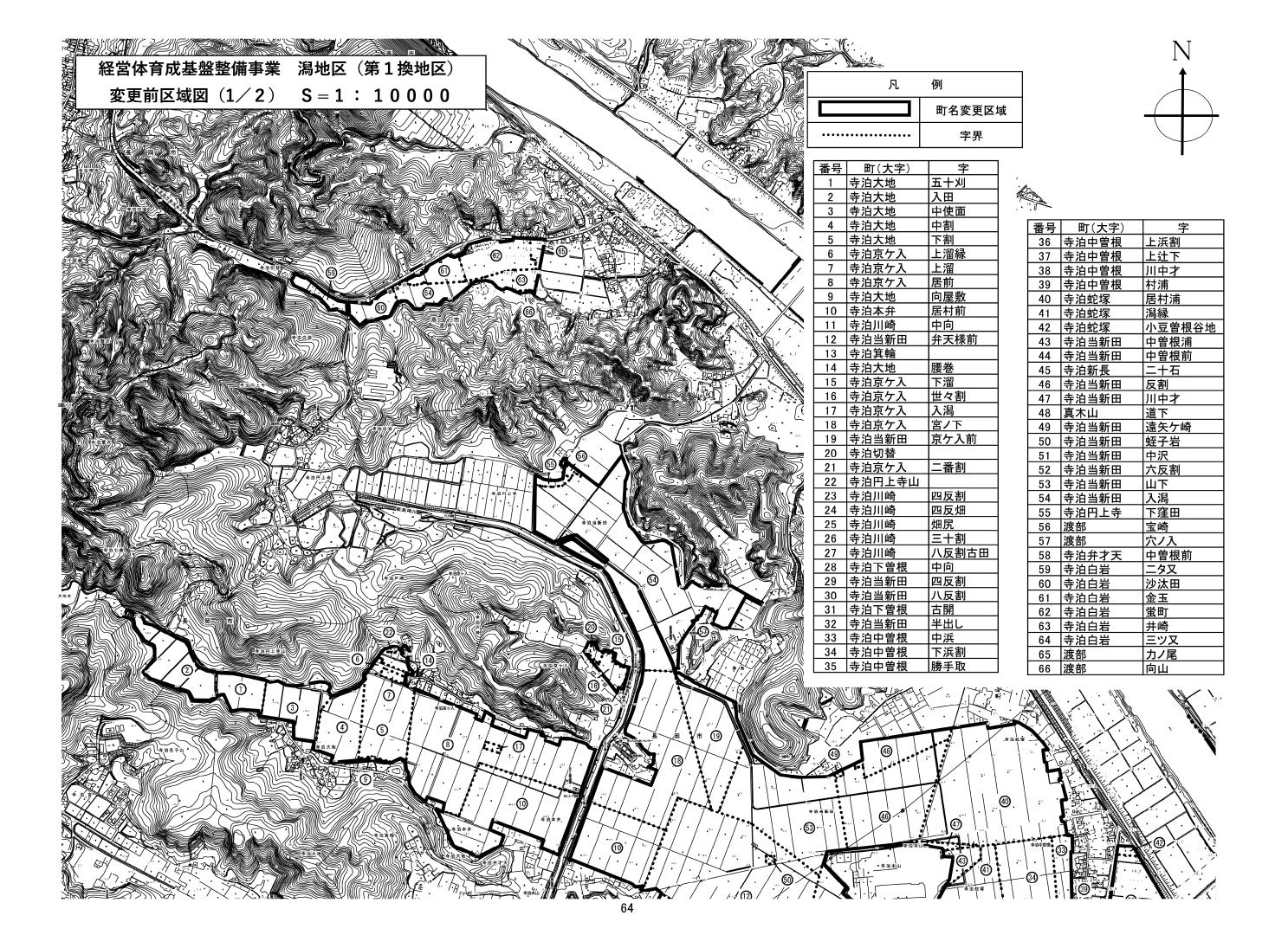
			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊当新田	六反割	854から874ま	で、	879から893ま	で、	寺泊当新田	
		896から985ま	で				
	山下	986から996ま	で、	998から1040ま	まで、		
		1041の1、	$1041 \mathcal{O} \ 2$ 、	$1042 \mathcal{O} 1$,	1042の3、		
		1046の1、	$1046 \mathcal{O} \ 2$ 、	1047、			
		1052から1067	まで、	1068Ø1、	106802,		
		1069の1、	$1069 \mathcal{O} \ 2$,	1072、	1073、		
		1074の1、	$1074 \mathcal{O} 2$,	1075から1077	まで、		
		1090、	1091001,	$1091 \mathcal{O} \ 2$ 、			
		1092から1098	まで				
	弁天様	1114、	1136、	1167、	1183、		
	前	1184の1、	1184の2、	1185から1190	まで、		
		1195、	1201から1203	まで、	1207、		
		1209、	1227から1236	まで、	1237の1、		
		1237の2、	123801,	$1238 \mathcal{O} \ 2$,			
		1239から1242	まで、	1248の一部、	1249、		
		1250、	1251の一部、	1252から1256	まで、		
		1257の一部、	1258の一部、	1271から1280	まで、		
		1284から1286	まで、	1300、	1319、		
		1337、	1347から1371	まで、	1372001,		
		1372の 2、	1373から1391	まで、	1392001,		
		1392の2、	1393から1406	まで、	1408、		
		1416、	1417、	1423、	1425、		
		1429から1431	まで、	1437、	1455、		
		1464、	1465、	1468から1470	まで、		
		1472、	1473、	1475から1487	まで、		
		1494から1496	まで、	1508から1511	まで、		
		1515から1517	まで、	1524、			
		1534から1554	まで、	1557から1561	まで		
	八反割	1562、	1563、	$1564 \mathcal{O} 1$ 、	156402,		
		1565から1573	まで、	1575から1585	まで、		
		1588から1593	まで、	1605,	1609、		
		1614、	1615、	1626、	1628、		
		1630から1640	まで、	1650から1660	まで、		
		1661の1、	166102、	1662、	1663、		
		1664の1、	166402,	1696から1701	まで、		
		1704、	1706の1、	1708から1714	まで、		
		1715の 1、	17150 2、	1718から1742	まで、		
		1743の一部、	1746の一部、	1747から1751	まで、		

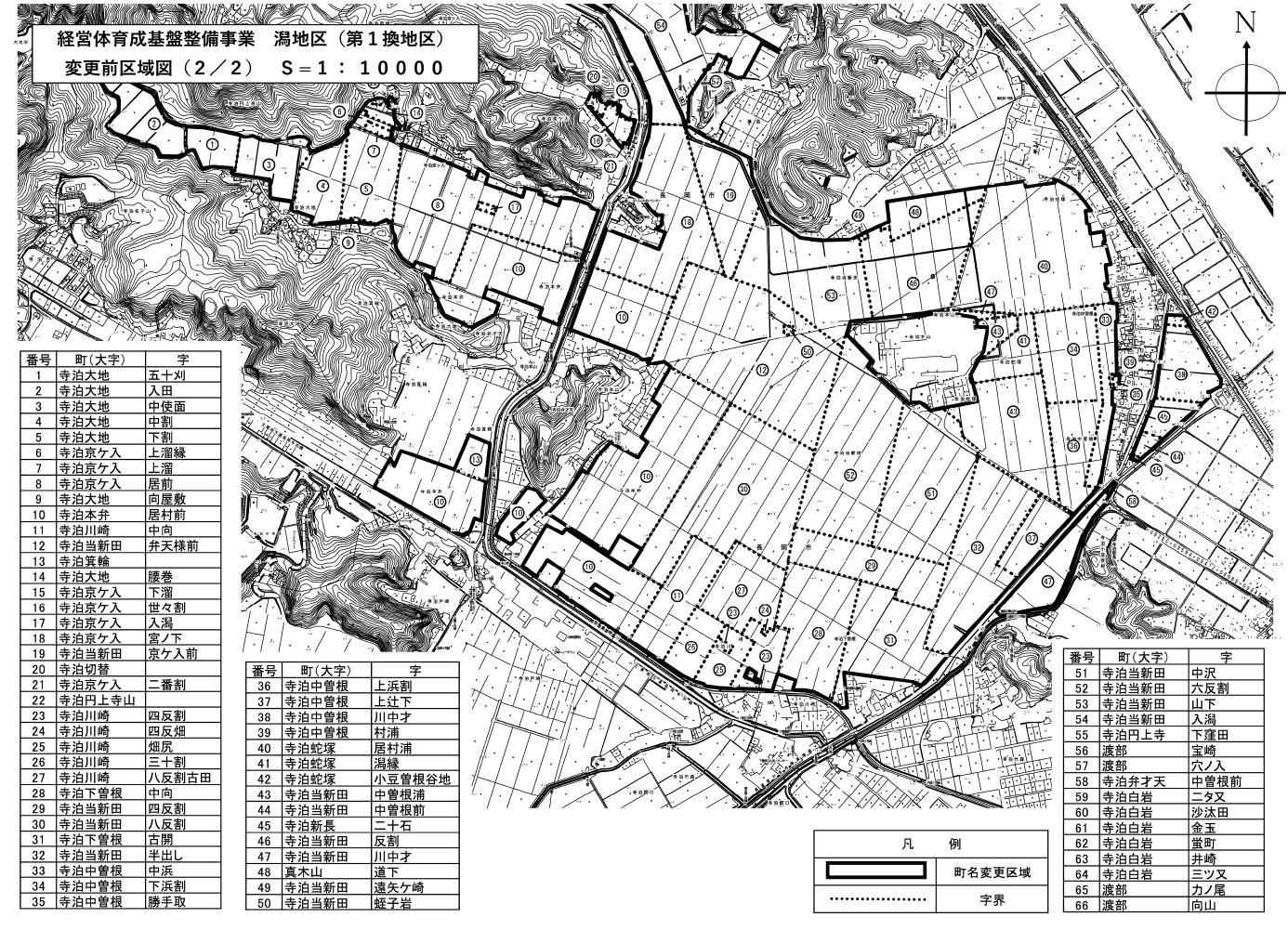
			変更前			変更	後
町	字		地	番		町	字
寺泊当新田	八反割	1752の 1 から	1752の3まで、	1753から1765	まで、	寺泊当新田	
		1766の1、	1766の2、	1767から1769	まで、		
		1770の1、	1770の2、	1771の1、	1771の2、		
		1772、	1773から1779	までの各一部、	1780、		
		1781、	1782の1から	1782の3まで、			
		1783から1785	まで、	1786の1、	1786の2、		
		1787から1791	まで、	$1792 \mathcal{O} 1$,	179202,		
		1793の1、	$1793\mathcal{O}\ 2$ 、	1794、	1795の1、		
		1795の2、	1796、	1797、	1798の1、		
		1798の 2					
	入潟	1579の2、	1580の3、	1863から1866	まで、		
		1867の1、	1868の1、	1869の1、	1873の1、		
		1874、	$1875 \mathcal{O} 1$ 、	1876の1、			
		1877から1879	まで、	1880の1、	1880の2、		
		1881から1895	まで、	1897から1899	まで、		
		1900の2、	1901から1903	まで、	1904の1、		
		1904の2、	1905の1から	1905の3まで、			
		1906から1917	まで、	1918の一部、			
		1934から2049	まで、	2050の1、	$2050 \mathcal{O} 2$,		
		2051、	$2052 \mathcal{O} 1$,	2053の1、			
		2054から2068	まで、	2069から2077	までの各一部、		
		2078の1の一	部、	2079から2088	まで、		
		2089の1、	2090の1、	2091から2095	まで		
	京ケ入	1799から1852	まで、	1853の一部、	1854の一部、		
	前	1855から1859	まで、	1860の1の一	部、		
		1860の2、	1861の1の一	部、	1861の2、		
		1862					
寺泊円上寺	下窪田	•	152の丑、	152の寅、	153、		
			で、	242の 2			
真木山	道下		21の一部、				
			, 24,				
			、27の一部、				
			、34の2の一部				
			36の2、				
			38O 2 、		3902		
			40の2、				
			、42の2、				
			、193の一部、		195、		
		196、	197から199ま	での各一部			

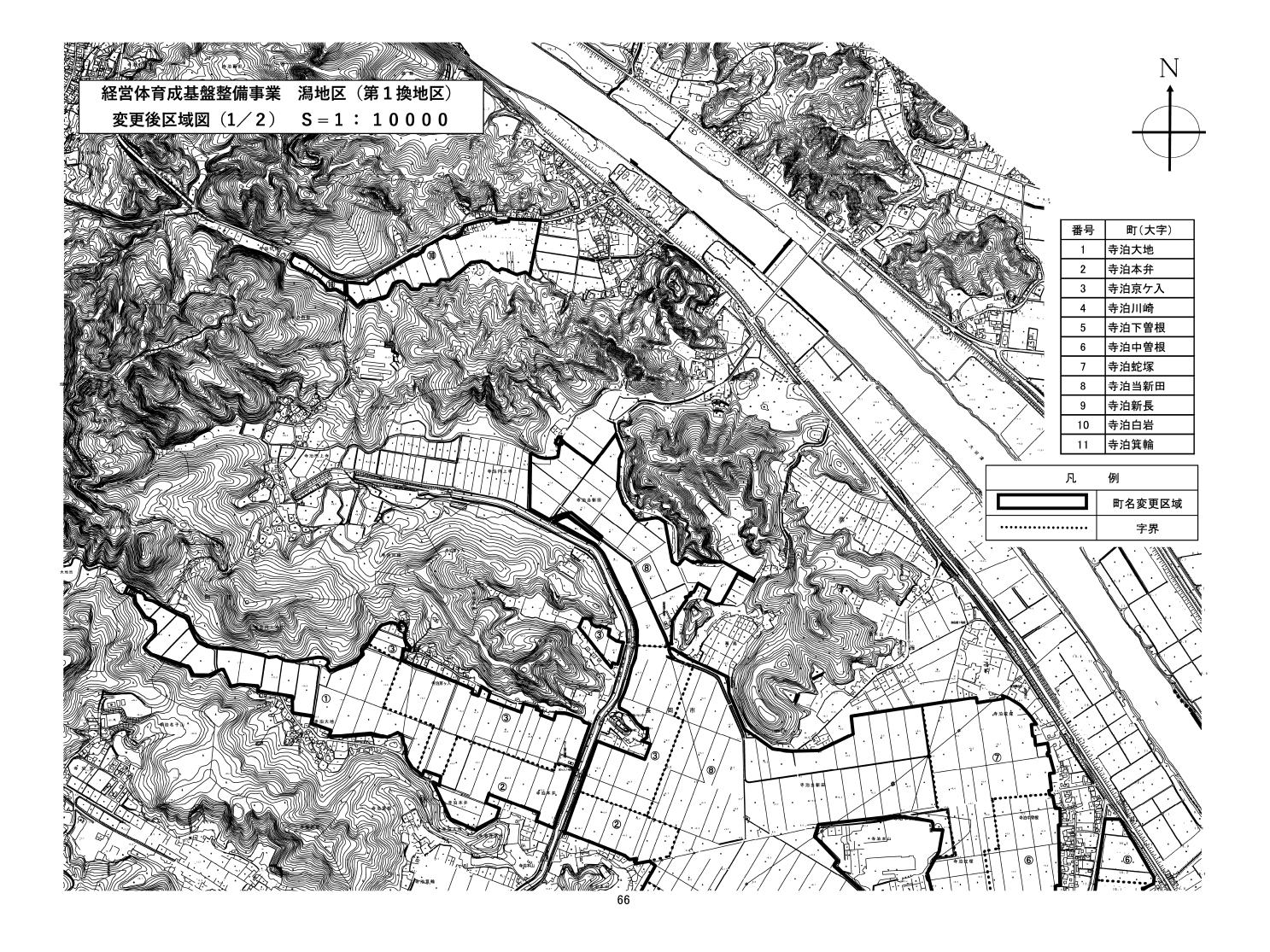
		変更前			変更	後
町	字	地	番		町	字
渡部	宝崎	1523、 1527の1の一 1527の2の一部、 1532の一部、 1535の一部、 2575の3	1528から153	80までの各一部、	寺泊当新田	
寺泊弁才天		31001				
寺泊中曽根	川中才	541から548まで、 554の1の一部、 556から563までの各一部		550の1、 ·部、	寺泊新長	
寺泊当新田	中曽根前	1641の4の一部、 1643の1の一部、 1645の2の一部	1642の 3 の- 1644の 4 の-	• .		
寺泊新長	二十石	1068の1の一部、 1075、 1077から1080 1082から1084まで、 1160の一部、 1161の1、	まで、 1096、			
寺泊白岩	二タ又	210の1、 256の1、 262の1、 263の1、 266から268まで、 270の1、 271の1	260の1、 264の1、	261の1、 265の1、 269の2、	寺泊白岩	
	沙汰田	272の1、 273の1、 276の1、 277から288ま 535から538まで		2750 1 、 5340 1 、		
	金玉	391の1、 392の1、 395から400まで、 403の1、 404の1、 406から408まで、	401の1、 405の1、	40200 1 、 41000 1 、		
		411, 4120 1, 4140 2, 415,	413、416	·		
	蛍町	43301, 434, 44101, 44201, 45302, 45401,	•	440、 444の1、		
		455から464まで、 466、 467、 504の1、 504の2、 506の1から506の9まで、	503の1、 505、	465の2、 503の2、 まで、		
	井崎	512の子、512の丑468から470までの各一部、480から486まで、	471から4753 487の1から	まで、 487の4まで、		

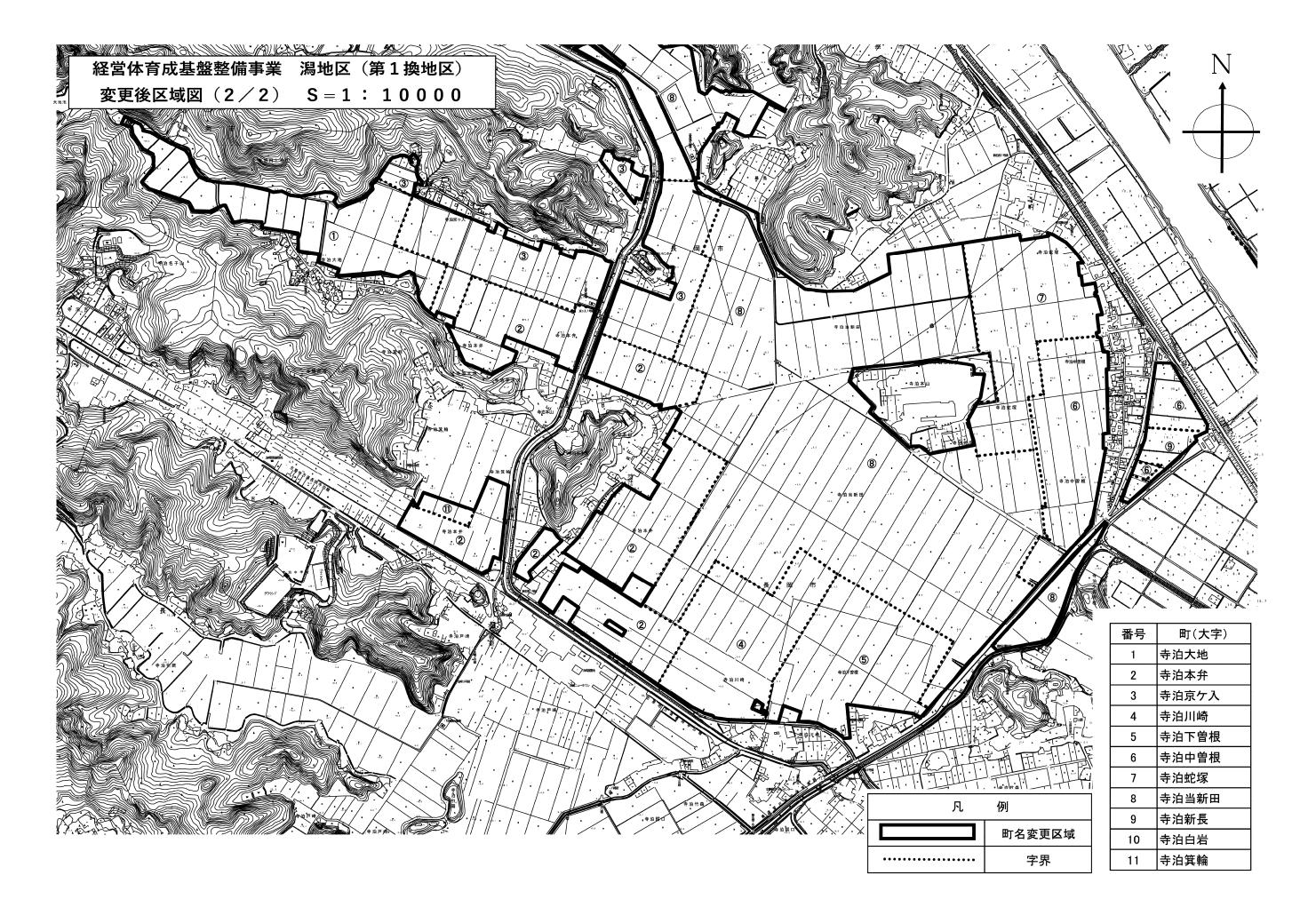
		変 更 前			変更	後	
町	字	地	番		町	字	
寺泊白岩	井崎	502			寺泊白岩		
	三ツ又	513から517まで、	518の1、	518の2、			
		519から522まで、	523の1、	523 <i>O</i> 2、			
		524の1、 524の2、	525から532ま	で、			
		533の 1					
渡部	力ノ尾	1335から1338までの各一部、 1339					
寺泊白岩字	寺泊白岩字井崎470から474まで、480から486まで、487の1、487の2の地先の渡						
部字向山の	部字向山の道路である公有地の一部						
寺泊本弁	居村前	528から536までの各一部、	537の1の一章	形、	寺泊箕輪		
		537の2、 568から570ま	での各一部、				
		571の1の一部					

及び当該変更に伴う公有地を含む。









議案第129号

市道路線の認定及び変更について

市道路線を次のとおり認定及び変更する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

認 定 調 書

路線名	起点	重要な	幅員(m)	 摘 要
四	終点	経過地	延長(m)	1向 安
富曽亀337号線	稲葉町字菱田804番21地先		6.0~13.1	図1 ア〜イ
苗官电331分脉	稲葉町字菱田804番15地先		107.5	
深才305号線	西津町字本田1990番 6 地先		6.0~13.1	図 2 ア〜イ
休才 300 分 稼	西津町字本田1990番7地先		178.8	
青葉台143号線	陽光台4丁目1379番149地先		8.0~15.1	図3 エ~オ
月来口143万冰	陽光台4丁目1379番155地先		102.2	
青葉台144号線	陽光台4丁目1379番162地先		8.0~15.1	図3 カ〜キ
月呆口144万冰	陽光台4丁目1379番169地先		103.5	
青葉台145号線	陽光台4丁目1379番176地先		8.0~15.1	図3 ク~ケ
月来口143万脉	陽光台4丁目1379番184地先		104.7	

旧新	路線名	起	点	重要な	幅員(m)	摘	i
別	以 水 石	終	点	経過地	延長(m)	1问 夕	
旧	青葉台140号線	陽光台4丁目1379番98地先			8.0~15.1	図3 ア〜イ	
	月朱口140万脉	陽光台 4 丁目1379番131地先			180.9		
新	主番厶140县始	陽光台4丁目1379)番98地先		8.0~15.1	図3 ア〜ウ	
利	青葉台140号線	陽光台4丁目1379	番177地先		468.7	(287.8m延長	憂)

議案第130号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 財産の表示

所 在 地	地 番	区分種目	数量
長岡市新陽1丁目	24	土地 宅地	4,188.41平方メートル
"	25	" "	11,241.98平方メートル
合 計	2 筆		15,430.39平方メートル

- 2 処分の目的長岡オフィス・アルカディアの分譲
- 3 処分予定価格 149,255,000円
- 4 契約の相手方長岡市新産3丁目2番地6株式会社 アプトシステムズ

議案第131号

財産の処分について

次のとおり財産を処分する。

令和5年11月30日提出

長岡市長 磯 田 達 伸

1 財産の表示

所 在 地	地 番	区分 種目	数量
長岡市新陽1丁目	22	土地 宅地	2,938.06平方メートル
"	23	" "	3,259.02平方メートル
合 計	2 筆		6,197.08平方メートル

- 2 処分の目的長岡オフィス・アルカディアの分譲
- 3 処分予定価格 66,928,000円
- 4 契約の相手方長岡市新陽1丁目2番地株式会社 丹治金物サービス

議案第132号

新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県 市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、令和6年3月31日限りで新潟県市町村総合事務組合から寺泊老人ホーム組合を脱退させることとし、新潟県市町村総合事務組合の規約を次のとおり変更するものとする。

令和5年11月30日提出

新潟県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約 新潟県市町村総合事務組合規約(平成16年総行市第30号許可)の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「、寺泊老人ホーム組合」を削る。

附則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市社会福祉センター
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡ロングライフセンター
指定する団体	株式会社北栄
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市高齢者センターけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市高齢者センターまきやま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第137号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市高齢者センターふそき
指定する団体	社会福祉法人長岡東山福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第138号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市高齢者センターみやうち
指定する団体	社会福祉法人長岡福寿会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第139号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市サンパルコなかのしま
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第140号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市山古志地域福祉センターなごみ苑
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第141号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市川口地域福祉センター末広荘
指定する団体	公益社団法人長岡市シルバー人材センター
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第142号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第143号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイ・ホームけさじろ
指定する団体	社会福祉法人長岡福祉協会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第144号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターまきやま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第145号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターふそき
指定する団体	社会福祉法人長岡東山福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第146号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターみやうち
指定する団体	社会福祉法人長岡福寿会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第147号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターサンパルコなかのしま
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第148号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターみしま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第149号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターなごみ苑
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第150号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターわしま
指定する団体	社会福祉法人長岡三古老人福祉会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第151号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターよいた
指定する団体	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第152号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市中之島体育館
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第153号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市中之島北体育館及び長岡市信濃リバーサイドパーク 野外活動施設
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第154号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市中之島野球場
指定する団体	中之島体育施設運営グループ
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第155号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市越路体育館
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第156号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市長谷川運動公園及び長岡市成出運動広場
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第157号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市越路B&G海洋センター
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第158号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市桝形山自然公園
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第159号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市巴ヶ丘自然公園
指定する団体	山﨑・小川共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第160号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市和島野球場
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第161号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市和島B&G海洋センター
指定する団体	株式会社新潟ビルサービス
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第162号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市栃尾体育館
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第163号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市吉水体育館
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第164号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市吉水運動広場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第165号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市塩谷運動広場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第166号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市営栃尾テニス場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第167号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市道の駅良寛の里わしま
指定する団体	特定非営利活動法人和島夢来考房
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第168号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市杜々の森名水公園
指定する団体	杜々の森名水公園管理運営組合
指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第169号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市次世代農業推進拠点施設
指定する団体	あぐらって長岡共同企業体
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第170号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者を次のとおり指定する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市人杉公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

議案第171号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市デイサービスセンターおおの苑
指定する団体	社会福祉法人刈谷田福祉会
指定の期間	変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 平成31年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第172号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市東山ファミリーランド及び長岡市営東山テニス場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第173号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市八方台いこいの森
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第174号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市営スキー場
指定する団体	長岡東山フェニックスグループ
指定の期間	変更前 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第175号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市和島オートキャンプ場
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第176号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市道院自然ふれあいの森及び長岡市とちおふるさと交流広場
指定する団体	栃尾施設管理合同会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第177号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市うまみち森林公園
指定する団体	グリーン産業株式会社
指定の期間	変更前 令和2年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

議案第178号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定の期間を次のとおり変更する。

令和5年11月30日提出

施設の名称	長岡市川口体験交流センター
指定する団体	フレンドシップ木沢
指定の期間	変更前 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで 変更後 平成31年4月1日から令和8年3月31日まで